議案第49号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月28日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。別表の1の表の1の項中「から個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)」を削る。

附則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定の施行の日から施行する。

議案第50号

長岡市印鑑条例の一部改正について

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月28日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例

長岡市印鑑条例(昭和50年長岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。第11条の2中「登録を受けている者」を「登録を受け、かつ、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に定めるものをいう。)の発行を受けている者」に改め、「に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)」を削る。

附則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定の施行の日から施行する。

報告第1号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、 同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月28日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

専決第2号 和解及び損害賠償について

専決第2号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専 決処分する。

令和5年3月3日

長岡市長 磯 田 達 伸

和解及び損害賠償について

令和3年7月1日長岡市浦地内の石津トレーニングセンター内で発生した移動 式バスケットゴールによる受傷事故について、次のとおり和解をし、損害を賠償 するものとする。

1 和解する相手方 市内在住者

2 和解事項

- (1) 長岡市は、相手方に対し、賠償金として金374,030円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権 債務は存在しないものとする。